

学校から借りていたタブレットを壊した！

学校からの貸与端末（ノートパソコン等）を偶然な事故で破損させ、法律上の損害賠償責任が発生した場合にも補償の対象となります。（全プラン対象）



例えば、自宅で充電中誤って落としてしまったり、飲み物をこぼして壊してしまった場合が該当します。学校内での破損についても、お子さまに責任があると判断された場合（休み時間の事故等）は補償の対象となりえます。

※故意による破損あるいはデータなどの無体物は、お支払いの対象となりません。

貸与パソコンに関する質問と回答

- Q** 学校からの貸与パソコンを破損した場合に補償されますか。
- A** 学校からの貸与パソコンを生徒や同居の家族の方が破損し、法律上の損害賠償責任が発生した場合はお支払いします。（個人賠償責任補償（受託品賠償））ただし、わざと壊した（故意）場合や貸与パソコンを卓球のラケット代わりに使うなど本来の端末使用目的と違うことで破損した場合は補償されません。
- Q** 火災・自動車保険の特約にある個人賠償責任保険も含め、全ての個人賠償責任保険で貸与パソコンの破損は補償されますか。
- A** 貸与パソコンなどの受託品については補償されない個人賠償責任保険もあります。加入している保険会社にお問合せください。総合保障制度の個人賠償責任補償（受託品賠償）は補償の対象となりますのでご安心ください。
- Q** 貸与パソコンをなくした（紛失）場合に補償されますか。
- A** 紛失されて、生徒や保護者に法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償をいたします。
- Q** 貸与パソコンの修理費用や買替費用は全額補償されますか。
- A** 修理可能な場合は修理費用をお支払いします。ただし、破損した貸与パソコンの時価額を限度とします。修理不可能な場合は時価額が限度となります。

「小・中学生総合保障制度」お子さまのリスクを広く補償しています



*プランによって補償項目が異なります。詳しくはパンフレットをご確認ください。

お問合せ先（制度取扱代理店）

長崎県PTA連合会「小・中学生総合保障制度」係
TEL 095-820-5882（エーアイ内）

制度引受保険会社

〔幹事会社〕 AIG損害保険株式会社
〔非幹事会社〕 東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社